

「第2次あま市地域福祉計画」 令和3年度事業実績・令和4年度実施計画

(評価基準)  
 A:かなり取り組めた(100%以上実施)  
 B:取り組めた(70%以上100%未満実施)  
 C:ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)  
 D:あまりできなかった(40%未満実施)  
 E:事業未実施

★基本方針 1. 地域コミュニティ参加への理解

重点施策

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課	
(1) 人権の尊重を推進する	①	人権尊重、男女共同参画に係る広報・啓発	人権尊重や男女共同参画に関する情報を市民や事業所に対し、広報紙や啓発パンフレット、市公式ウェブサイト、講演会等を通して啓発していきます。	広報、パンフレット、市ウェブサイト等による情報提供	広報、市ウェブサイト等で人権全般を啓発し、市民の人権感覚の醸成を促進。 ・「人権週間特集号」の発行 ・「人権まんが冊子」の発行 ・啓発パンフレットの作成 ・懸垂幕の掲示 ・人権啓発ビデオの貸し出し	・「人権週間特集号」の発行(38,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2、3つのテーマを変更する。 ・女性活躍情報誌を発行(38,000部)し、市内全戸配布予定 ・懸垂幕の掲示(人権週間(本庁舎、甚庁舎、ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し	・「人権週間特集号」の発行(38,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2つのテーマを変更した。 ・女性活躍情報誌を発行(38,000部)し、市内全戸配布した。 ・懸垂幕の掲示(人権週間(本庁舎、甚庁舎、ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し(0件)	A	1:継続	・「人権週間特集号」の発行(38,000部) ・「人権まんが冊子」の発行(1,000部) ※毎年、5つのテーマのうち2、3つのテーマを変更し作成する。 ・「女性活躍情報誌」の発行(38,000部) ・懸垂幕の掲示(人権週間(本庁舎、甚庁舎、ふれあいセンター)) ・人権啓発ビデオの貸し出し	人権推進課
	人権教育・啓発の推進 「重点施策2②(計画書p48)」	人権に関する理解を深めるために、家庭・地域・学校・保育園・職場等あらゆる場を通して人権教育の充実を図ります。 人権ふれあいセンター等の身近な公共施設を地域福祉の拠点として、人権教育・啓発に関する学習講座・教室の充実を図ります。	人権擁護委員の活動支援や連携の強化を図ります。	人権擁護委員をはじめ、国、愛知県との連携のほか、愛知人権啓発活動ネットワーク協議会と協力して、幅広い啓発活動を実施。	人権教室 ・令和3年8月開催予定 ・令和3年10月22日(金) 篠田・五条にて開催予定	人権教室 篠田・五条にて開催予定していたが、新型コロナの影響により中止となった。	E	1:継続	人権教室 ・令和4年8月開催予定 ・令和4年10月17日(月) 篠田・五条・新居屋保育園にて開催予定	人権推進課	
	1) 人権講演会開催事業	1) 海部地区人権教育講演会の開催を通じ、市民の人権に対する意識を高める。	1) 海部地区人権教育講演会日時: 令和3年8月6日(金) 午後2時~4時 講師: スマイリーキクチ氏(タレント) 演題: インターネットと人とのかかわり合い~突然、僕は殺人犯にされた~ 会場: 甚目寺公民館大ホール	1) 海部地区人権教育講演会日時: 令和3年8月6日(金) 午後2時~4時 講師: スマイリーキクチ氏(タレント) 演題: インターネットと人とのかかわり合い~突然、僕は殺人犯にされた~ 会場: 甚目寺公民館大ホール	1) 海部地区人権教育講演会日時: 令和3年8月6日(金) 午後2時~4時 講師: スマイリーキクチ氏(タレント) 演題: インターネットと人とのかかわり合い~突然、僕は殺人犯にされた~ 会場: 甚目寺公民館大ホール	1) 海部地区人権教育講演会日時: 令和3年8月6日(金) 午後2時~4時 講師: スマイリーキクチ氏(タレント) 演題: インターネットと人とのかかわり合い~突然、僕は殺人犯にされた~ 会場: 甚目寺公民館大ホール	B	1:継続	1) 海部地区人権教育講演会日時: 令和4年8月5日(金) 午後2時~4時 講師: 仲岡しゅん氏(弁護士) 演題: LGBTとジェンダー・セクシュアリティを巡る人権問題 会場: 甚目寺公民館大ホール	学校教育課	
	1-1) 講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	1-1) 講演会の実施、人権作文発表、ふれあいコンサート、パネル・啓発作品の展示。	1-1) 人権講演会日時: 令和3年11月21日(日) 場所: あま市美和文化会館大ホール他 内容: 人権講演 募集人数: 700名 その他: 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	1-1) 人権講演会日時: 令和3年11月21日(日) 場所: あま市美和文化会館大ホール他 内容: 人権講演 募集人数: 155名 その他: 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	1-1) 人権講演会日時: 令和3年11月21日(日) 場所: あま市美和文化会館大ホール他 内容: 人権講演 募集人数: 155名 その他: 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	1-1) 人権講演会日時: 令和3年11月21日(日) 場所: あま市美和文化会館大ホール他 内容: 人権講演 募集人数: 800名(予定) その他: 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	A	1:継続	1-1) 人権講演会日時: 令和4年11月27日(日) 場所: あま市甚目寺公民館大ホール他 内容: 人権講演 募集人数: 800名(予定) その他: 中学生による人権作文発表、人権啓発パネル展示	人権推進課	
	2) 指導者養成のための学習機会の提供・参加促進	2) 指導者養成のための学習機会の提供・参加促進	2) 人権教育の指導者を養成する機会の充実、参加促進に努める。	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会日時: 令和3年8月27日(金)	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会日時: 令和3年8月27日(金)	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため書面開催とした	C	1:継続	2) 新任転任の教職員研修をはじめ人権感覚を高める研修会 令和4年8月29日(月)	学校教育課	
3) あま市小中学校人権教育研究会活動	3) あま市小中学校人権教育研究会活動	3) あま市人権教育研究会を中心に各校の人権教育を推進する。	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために、人権教育研究紀要第12集を作成予定。	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために、人権教育研究紀要第12集を作成した。	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために、人権教育研究紀要第13集を作成予定。	C	1:継続	3) 各校の授業実践等の資料収集と啓発に資するために、人権教育研究紀要第13集を作成予定。			
4) こころ豊かな子どもたちを育む基盤づくり	4) こころ豊かな子どもたちを育む基盤づくり	4) 主体的に判断し、よりよい生活を目指して行動できる人間を育てるための道徳教育の実施。	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。	C	1:継続	4) 道徳や総合的な学習等の時間を通して、主体的な態度の育成を図っていく。			

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
②			人権教育講演会の開催	市民、教職員、保育園職員及びPTAに対する人権啓発の推進、人権意識の向上及び人権問題の正しい理解を目的として、あま市小中学校人権教育研究会との共催により人権教育講演会を開催する。	令和3年度については、参加対象の減員等の新型コロナウイルス感染症対策を取ったうえで開催する。	令和3年8月6日(金)午後2時から、碁目寺公民館大ホールにて、スマイリーキクチ氏を講師とし招き、308名の参加者により講演会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加対象を限定して開催した。	B	1:継続	令和3年度に引き続き、参加者の減員等の新型コロナウイルス感染症対策を取ったうえで開催する。	生涯学習課
			1) 人権研修の実施	1) 保育に携わるすべての職員を対象に人権についての研修を行っている。	・人権の気づきの学びのため研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施 日時：令和3年11月25日(木) 午後4時30分～午後6時 場所：あま市美和文化会館 対象者：あま市保育園等職員 91名 演題：「人権について」	・人権の気づきの学びのため研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施 日時：令和3年11月25日(木) 午後4時30分～午後6時 場所：あま市美和文化会館 対象者：あま市保育園等職員 91名 演題：「人権について」	A	1:継続	・人権の気づきの学びのため研修を継続する。 ・あま市保育園等職員人権保育研修会の実施(予定) 日時：令和4年12月2日(金) 午後4時30分～午後6時 場所：あま市美和文化会館 対象者：あま市保育園等職員 演題：「人権について」	子育て支援課
			1-1) 人権意識を高め、人権の視点に立った職務の遂行と人権問題の解決に向け地域における推進的役割を担える職員を育成するため、各種人権研修を充実する。	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施する。(課長以上) ①性的マイノリティについて 日時：令和3年7月28日(水) ②インターネットによる人権侵害について 日時：令和4年1月26日(水)	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施した。(課長以上) ①LGBT 日時：令和3年7月28日(水) ②SDGs(持続可能な開発目標)について 日時：令和4年1月26日(水)	B	1:継続	1-1) 人権施策推進本部員・幹事会人権研修及び職員人権研修を実施する。(課長以上) ①愛知県人権条例について 日時：令和4年7月27日(水) ②インターネットによる人権侵害について 日時：令和5年1月25日(水)	人権推進課	
				1-1) 人権施策推進本部会員人権研修を実施する。 ①性的マイノリティについて 日時：令和3年8月4日(水) ②同和問題・部落差別について 日時：令和3年12月上旬	1-1) 人権施策推進本部会員人権研修を実施した。 ①性的マイノリティについて 日時：令和3年8月4日(水) ②については、新型コロナの影響により中止となった。 ②同和問題・部落差別について 日時：令和3年12月上旬	B	1:継続	1-1) 人権施策推進本部会員人権研修を実施する。 ①愛知県人権条例について 日時：令和4年7月27日(水) ②インターネットによる人権侵害について 日時：令和5年1月25日(水)		
			市職員がそれぞれの職務を通して積極的に人権問題解決に取り組む姿勢を確立するとともに、常に人権意識をもって職務を遂行し、職場におけるあらゆる人権問題の解決を図ることを目的とし実施する。	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①ハンセン病問題 日時：令和3年6月22日(火) ②性的マイノリティについて 日時：令和3年9月22日(水) ③障がいのある人の人権 日時：令和4年2月中旬	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①ハンセン病問題 日時：令和3年6月22日(火) ②、③については、新型コロナの影響により中止となった。 ②性的マイノリティについて 日時：令和3年9月22日(水) ③障がいのある人の人権 日時：令和4年2月中旬	D	1:継続	1-2) 職員人権研修(受講人数は各30名) ①子どもに関する人権について 日時：令和4年6月22日(水) ②部落差別(同和問題)について 日時：令和4年8月30日(火) ③インターネットによる人権侵害について 日時：令和5年2月28日(火)		
			2) 人権教育の実施	2) あま市における保育所人権保育指針を基に子どもたちに人権についての教育を進めている。	・人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和3年6月14日(月) ②令和3年9月16日(木) ③令和3年11月1日(月) ④令和3年12月3日(金) ○内容：「4つのカテゴリーについての保育場面の実践記録」(令和2年度から3年間の取り組みで2年目)	・人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和3年6月14日(月) ②令和3年9月16日(木) (中止) ③令和3年11月1日(月) ④令和3年12月3日(金) ○内容：「4つのカテゴリーについての保育場面の実践記録」(令和2年度から3年間の取り組みで2年目)	A	1:継続	・人権委員会を中心に子どもたちの人権について話し合い学び、実践を継続する。 ①令和4年5月26日(木) ②令和4年8月29日(月) ③令和4年9月26日(月) ④令和4年11月21日(月) ○内容：「4つのカテゴリーについての保育場面の実践記録」(令和2年度から3年間の取り組みで3年目)	子育て支援課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
③	同和教育及び啓発の推進	同和教育に対する正しい理解を深め差別意識を解消する取組として、啓発資料の作成や学習機会、情報提供の充実を図ります。	1) 広報紙や市公式ウェブサイトによる啓発 2) パンフレットなど啓発資料の作成・配布 3) 部落(同和)差別問題研修事業	1) 広報紙に部落(同和)差別問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。 2) 啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。 3) 部落(同和)差別問題の解決に向け、研修を実施する。	1) 広報紙に部落(同和)差別問題に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。 2) 啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。 3) 人権施策推進本部会員人権研修 部落差別に至るまでの歴史的背景を学び、正しい認識を持つ事によって部落(同和)差別問題の解決を図る。 部落(同和)差別問題同和問題・部落差別について 日時：令和3年12月上旬 午後2時から午後3時30分まで 場所：本庁舎 参加予定人数：34名	広報紙や市公式ウェブサイトの人権に関する啓発記事を掲載した。 啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行った。 3) 人権施策推進本部会員人権研修 新型コロナウイルスの影響により中止となった。	B	1：継続	広報紙や市公式ウェブサイトの人権に関する啓発記事を掲載し、人権尊重意識の普及高揚に努める。 啓発パンフレットを講演会や講座等において参加者に配布し、また、各施設の窓口に配置して、広く情報提供、啓発を行う。 職員人権研修 部落差別(同和問題)について 日時：令和4年6月22日(水)	人権推進課
④	多文化共生社会の推進	外国人の人権を尊重する意識の普及・啓発の推進を図り、互いの文化を学ぶ機会を充実させる等、在住外国人が身近な地域において安心して暮らしやすいまちづくりを進めます。	市職員や教職員に対する国際感覚を身につけるための研修を充実します。	市職員や教職員に対する研修に、国際感覚を養う内容を充実させる。	例年と同様、市民人権講座の開催をテーマ(各分野)を決めて、年3回実施予定。	市民人権講座(3回)予定していたが、外国人の人権に関するテーマは実施しなかった。	E	1：継続	市民人権講座(3回)予定しているが、外国人の人権に関するテーマは実施予定なし。	人権推進課
⑤	障害者差別解消法の周知・啓発	障がいのある人への差別解消の取組として、市民に対して広報紙、市公式ウェブサイトでの障害者差別解消法の周知や海部東部障害者総合支援協議会による講演会等の啓発活動を行っています。 市職員については、職員対応要領により窓口対応の向上を図り、市職員の差別解消に関する研修会を継続して実施していきます。	啓発パンフレットなどの配布 合理的配慮に関する啓発チラシの作成・配布	啓発パンフレットを講演会や講座等において配布する。また、各施設の窓口にパンフレットを配置し、啓発を行う。 海部東部障害者総合支援協議会の権利擁護支援部会において、障がいのある人への合理的配慮に関する4コマ漫画を作成し、関係機関への配布を行う。	各施設の窓口にパンフレットを配置し、情報提供、啓発を図る。 コミュニケーションボードを更に充実させるため、指文字のページを追加する。また、新型コロナウイルスワクチンの接種会場にも設置することで、ワクチン接種においても合理的配慮の徹底を図る。	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図った。 コミュニケーションボードの内容を更に充実させ、病院や交番、ワクチン接種会場(保健センター)にも設置するなど、合理的配慮の徹底を図るため、設置場所の拡充に努めた。また、合理的配慮に関する4コマ漫画は、あま市権利擁護センター主催講演会や人権講演会で配布した。	A	1：継続	各施設の窓口に啓発パンフレットを配置し、市公式ウェブサイトに掲載して情報提供、啓発を図る。 引き続き、海部東部障害者総合支援協議会において、障害者差別解消の周知・啓発に努めている。	人権推進課 社会福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
⑥	福祉教育の推進 「重点施策2② (計画書p48)」	学校教育において、様々な学習機会を通じ、地域福祉への理解を深めていきます。 市社協では、市内の小学校・中学校・高等学校を社会福祉協力校として指定し、手話・点字・車いす及び盲導犬等の福祉体験(福祉実践教室)を行い、各学校の福祉に関する取組を支援します。	福祉実践教室等の実施	総合的な学習の時間で、福祉をテーマにした学習を実践する。	令和3年6月17日(木) 美和東小学校での開催をかわきりに、福祉体験教室の実施を10校で予定している。	市内全17校のうち14校で開催した。残りの3校は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止となった。 【七宝小、宝小、伊福小】開催中止 【秋竹小】R3.7.7開催 対象:小4~小6 内容:車イス,視覚,高齢 【美和小】R3.7.6開催 対象:小4~小6 内容:手話,車イス,高齢,視覚 【正則小】R3.11.26開催 対象:小4~小6 内容:点字,車イス,手話 【篠田小】R3.9.17開催 対象:小4~小6 内容:点字,手話,車イス 【美東小】R3.6.17開催 対象:小5 内容:手話,点字,車イス 【甚小】R3.6.29開催 対象:小3 内容:車イス,手話,点字,視覚,高齢,盲導犬 【甚南小】R3.12.9開催 対象:小5 内容:盲導犬,車イス,手話,視覚,高齢,点字,要約 【甚東小】R3.11.24開催 対象:小5 内容:車イス,手話,点字,視覚 【甚西小】R3.12.17開催 対象:小4~小6 内容:手話,車イス,手話,視覚 【七宝中】R3.11.9開催 対象:中1 内容:車イス,手話,要約,点字,視覚 【七北中】R3.11.30開催 対象:中1 内容:高齢,点字,要約,車イス 【美和中】R3.11.18-19 対象:中1 内容:車イス,手話 【甚中】R3.10.14 対象:中1 内容:車イス,手話,要約,点字,高齢 【甚南中】R3.11.11 対象:中1 内容:車イス,手話,点字,高齢,視覚	B	1:継続	市内17校のうち16校において福祉体験教室を予定しており、1校について検討中 【七宝小】検討中 【宝小】R4.11予定 【伊福小】R4秋予定 【秋竹小】R4.7.15 【美和小】R4.7.6 【正則小】R4.11.17予定 【篠田小】R5.2.24予定 【美東小】R4.6.15 【甚小】R4.11.9予定 【甚南小】R4.12予定 【甚東小】R4.6.17 【甚西小】R4.11~12予定 【七宝中】R4.9.9予定 【七北中】R4.6.30 【美和中】R4.6.9~10 【甚中】時期未定 【甚南中】R4.11.4予定	学校教育課
			福祉教育の一環として、市内の小・中・高等学校19校すべてが社会福祉協力校として福祉体験を実施	小さい頃から思いやりや支え合いの心を育てていくため、福祉実践教室では障がい者等が身近に感じられるよう体験をする。また、認知症への対応を学ぶ。 10年後、20年後における地域の担い手を育てていく。	福祉実践教室に関しては、コロナ禍においても、あま市内の全校で実施出来るよう、感染対策を行い、工夫し計画をしていく。また、感染対策を行い園児との交流等、他の行事も計画していく。	市内全て 19校委嘱 福祉実践教室 16校実施  新型コロナウイルスの影響で福祉実践教室の実施校が減少。また、園児との交流等の行事もできなかった。			C	1:継続
⑦	障がいの特性についての周知・啓発	障がいの特性について、広報紙や市公式ウェブサイト等で周知し、理解を深めます。	冊子「障がいがある方たちの災害24時」による啓発活動	各障がいの特性とそれに応じた災害時の対応を紹介する冊子を配布することで、啓発活動を行う。	引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止に留意しながら、可能な限り「災害24時」の啓発を実施していく。	新型コロナウイルス感染拡大に伴い防災訓練や福祉まつり等が中止されるなど、「災害24時」の啓発の場が確保できなかったため、市役所窓口「災害24時」のパンフレットを配置した。	C	1:継続	海部東部障害者総合支援協議会において、災害時だけでなく、あらゆる場面を想定して、障がいの特性についての理解や周知に努めていく。	社会福祉課
⑧	認知症高齢者への理解	認知症サポーター養成講座の定期的な開催によりサポーターの普及に努めることで、認知症に対する正しい知識や理解から認知症高齢者と家族への支援を含めた、地域で支える仕組みづくりを進めていきます。	認知症について正しく理解し、本人やその家族を見守る認知症サポーターを養成する。	一般市民や市内中学生、各種団体等を対象に認知症サポーター養成講座を開催していく。	中学校や一般住民、事業所向けに講座を開催する。	実施状況 4/14あま市新規採用職員 6/6七宝中学校 6/24七宝北中学校 11/5甚目寺南中学校 11/10甚目寺中学校 1/12美和中学校 1/14美和中学校 1/15一般市民 1/20介護サービス事業者  市新規職員 23人 中学生・教師 953人 介護関係職員 22人 市民 39人 計 1,037人	B	1:継続	中学校や一般住民、事業所向けに講座を開催する。	高齢福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課	
⑨	虐待防止への体制整備	虐待防止・早期発見のために、虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行い、医療、教育、福祉、行政、司法、警察等地域の関係機関と協働したセーフティネットの構築を図ります。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対応する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	令和4年2月にあま市虐待等防止ネットワーク協議会を画面会議にて開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。	A	1：継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。	高齢福祉課	
			1) 代表者会議、実務者会議の実施	実務者会議を行い、各組織との連携を密に行うことで、虐待防止や発生時の支援体制の協議をスムーズに行う。	・代表者会議、実務者会議	・あま市要保護児童対策地域協議会及び実務者会議で、様々な事例に対して情報を共有し、対応を協議した。 【書面会議】あま市要保護児童対策地域協議会1回 【実施】あま市要保護児童対策地域協議会実務者会議12回	B	1：継続	・代表者会議、実務者会議の開催  ・街頭啓発活動や講演会開催等	子育て支援課	
			2) 虐待防止のための啓発活動の実施	「児童虐待の定義の見直し」、「通告義務の範囲の拡大」等、通告義務の重要性について周知・啓発を図る。	・啓発のための活動	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事をウェブサイトや広報に掲載した。市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布した。 【実施】街頭啓発活動3回 【中止】児童虐待に関する講演会	B	1：継続			
			障がい者虐待防止に関する講演会の実施	保護者・支援者に向けた講演会を実施し、虐待防止に関する意識を高める。	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行うとともに、海部東部障害者総合支援協議会において、障がいのある人への虐待の防止に関する講演会の開催を検討していく。	海部東部障害者総合支援協議会において、障害福祉サービス事業所を対象にした障害者虐待防止研修を行った。 令和4年3月4日（金）開催	B	1：継続	引き続き虐待等防止ネットワーク協議会でケース検討や啓発活動を行うとともに、海部東部障害者総合支援協議会において、障害者虐待の防止に関する講演会の開催を検討していく。	社会福祉課	
			1) 虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を行う。	1) 虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、街頭啓発、乳幼児健診において啓発グッズの配布。 ・虐待予防のためのリーフレット配布及び相談体制の充実。	虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を実施する。 (啓発活動) 街頭、母子手帳交付時、乳幼児健診、乳児全戸訪問において啓発グッズの配布を継続。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会実務者会に年6回参加し、ケース検討や啓発活動を実施した。 令和4年2月にあま市虐待等防止ネットワーク協議会を画面にて開催し、各種関係機関と事例の検討を行った。	A	1：継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加し、ケース検討や啓発活動を実施する。 啓発活動については、街頭、母子健康手帳交付時、乳幼児健診、こにちは赤ちゃん訪問にて啓発グッズの配布を継続する。	健康推進課	
			2) 児童相談所、子育て支援課と連携して対応する	2) 健康推進課で虐待疑いの相談を受けた場合、子育て支援課、必要に応じて児童相談所と連携。	乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。	乳幼児健診、育児相談（年36回）を実施。 ※新型コロナウイルスによる緊急事態宣言中は中止			乳幼児健診、相談等において相談体制の充実をはかる。		
			虐待等に関する相談・通報事業	児童生徒虐待等に関する相談・通報を受け付ける。	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じたため、各関係部署と連携して学校支援会議を2件開催した。	B	1：継続	学校において児童生徒虐待等の緊急性を要する問題が生じた場合、各関係部署と連携して問題を解決するため学校支援会議を開催する。	学校教育課	
			あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対応する。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会に参加する。	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事を市公式ウェブサイトや広報に掲載した。市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布した。	B	1：継続	あま市虐待等防止ネットワークとして、虐待に関する啓発や連絡先周知の記事を市公式ウェブサイトや広報に掲載する。市や国県で作成した啓発物品やパンフレットを街頭啓発活動等で配布する。	人権推進課	
(2) 地域	① 地域コミュニティ参加の重要性等の周知	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で地域の現状、地域コミュニティへの参加の必要性、地域共生社会の意義等を周知していきます。	広報、社協だより、市公式ウェブサイト、LINE等による情報提供	保護司や民生委員・児童委員、赤十字奉仕団員に対し、講演会やイベント等の情報提供や参加の促進。	講演会やイベント等の内容により適宜情報提供を行い、参加の促進に努める。	民児協の各地区の月例会において、関係各課が実施する講演会や研修会、イベント等の周知及び参加依頼を行った。赤十字奉仕団役員会において、イベント等の参加依頼を行った。	C	1：継続	講演会やイベント等の内容により適宜情報提供を行い、参加の促進に努める。	社会福祉課	

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
コミュニティ参加への周知・啓発を図る	②	地域活動や行事への参加促進 「重点施策1① (計画書p47)」	地域におけるふれあい・いきいきサロン等の活動や市民活動祭・ボランティアフェスティバル「あまのわ」等のイベントを通して、地域活動を周知し、参加を促進していきます。	ポスティングや回覧、チラシ、市公式ウェブサイト、会議等で参加依頼	会議やイベント等で依頼し、参加してもらい地域のつながり強めてもらう。	ふれあいいきいきサロンにおいては、市内全区で実施できるように関係機関と連携する。また、withコロナとして、サロンが開催できるようにスタッフ等と工夫をしていく。	栄地区サロンが1か所廃止。令和3年度は29か所にて開催される予定だった。4月から1回も開催されなかったサロンが3か所ある。緊急事態宣言に加え、まん延防止等重点措置により、中止するサロンが多かった。参加者側もサロンの会場へ行くことをためらうため、思うように開催できなかったサロンもある。新規開設を考えている方がみえるが、見知らぬ人との接触といった、コロナ感染のリスクを考えるとなかなか開設まで踏み出せない状態である。	D	1:継続	まだ開催されていない地域サロンを開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。また、withコロナとして、マスク着用・手指消毒・部屋喚起・短時間開催などサロンの開催方法を考える。	社会福祉課
				第3回あまのわ(市民活動祭)の実施、周知。	<ul style="list-style-type: none"> <li>市民に広く知ってもらう機会に加え、市内の市民活動団体の活動発表や魅力について発信する機会を創出する。</li> <li>市民活動団体がイベントに主体となって参画することで、市民協働を推進していく意識の醸成を図る。</li> <li>行事のチラシの全戸配布や情報誌の回覧を通して、地域活動や行事への参加促進を促す。</li> </ul>	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託する。秋頃に実施予定。オンライン配信や参加ができるコンテンツを用意する。SNSを活用し、参加者へ周知する。	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託した。令和3年11月20日(土)~令和3年11月26日(金)に実施。感染症対策として、オン・オフライン企画を織り交ぜたハイブリッド形式で開催をして、様々なコンテンツを用意することができた。	A	1:継続	あまのわ運営業務を市内NPO団体に委託する。10月頃に実施予定。オフラインのイベント形式で開催予定。(甚目寺総合体育館)全戸配布やSNSを活用し、多様な参加者へ周知する。	企画政策課



No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
		今後も民間事業者等との連携を進めていきます。	高齢者見守りネットワーク事業では、民間事業者等との連携を進めていきます。	行政・民間・地域等が連携していけるよう会議を通してネットワークを拡充していく。	新たに営業を開始する事業者に協力を求めていく。	新聞販売店 12事業所 金融機関 17事業所 ライフライン 52事業所 配食宅配事業者 11事業所 生鮮食品店 13事業所 薬局・ドラッグストア 22事業所 その他の業種 4事業所	A	1：継続	新たに営業を開始する事業者に協力を求めていく。	高齢福祉課
⑤	NPO団体・市民ボランティア等との連携推進 「重点施策3① (計画書p49)	市民活動センターを拠点として活動しているNPO団体や市民ボランティア等に、活動充実に向けた支援による市民協働を促進していきます。 子育て支援においては、子育て支援団体のネットワーク会議を行ない情報共有や意見交換を行っていきます。	1) 市民活動センターと連携し、市民協働に関する支援を行う。	1) 市民活動センターの指定管理者と定期的にミーティングを行い、市内の市民活動、ボランティアについて、情報の共有を行い、包括的な支援を行う。	1) 引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。	定期的にミーティングを行い、市内の市民活動、ボランティアについて、情報の共有や包括的な支援を行うことができた。	B	1：継続	1) 引き続き、情報共有の場を提供するために毎月ミーティングを行う。	企画政策課
			2) 市民協働ガイドブックの見直し。	2) 協働のすそをを広げるために、まちづくり委員会にて、市民活動・協働ガイドブックの見直しを行う。	2) 市民活動・協働ガイドブックジュニア版及びヤング版を小学校に配布する。 なお、対象者は小学3年生及び小学5年生とし、ガイドブックは必要に応じて随時更新する。	市民活動・協働ガイドブックジュニア版(小学3年生)及びヤング版(小学5年生)を小学校に配布した。 内容(レイアウト)を微修正を行い、更新したものを配布。			2) 引き続き、市民活動・協働ガイドブックジュニア版(小学3年生)及びヤング版(小学5年生)を小学校に配布する。 ガイドブックは必要に応じて随時更新する。	
			「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を毎年1回開催し、情報共有や意見交換を行い、各関係団体との連携を図ります。	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	新型コロナウイルス感染拡大防止の為に中止となり、議題資料等を郵送した。	D	1：継続	「あま市子育て支援事業関係団体等とのネットワーク会議」を継続して開催する。	子育て支援課
⑥	生活支援体制整備事業における協議体の設置と連携推進 「重点施策1② (計画書p47)	高齢者の身近な生活を支援する環境づくりを進めるために、地域で多様な主体が参画する「協議体」を設置し、定期的な情報共有・連携強化を行っています。 地域との連携のカギとなるのは行政とボランティア団体等の橋渡し役である生活支援コーディネーターであり、生活支援におけるサービス・社会資源の充実と住民主体による体制づくりの啓発活動を推進していきます。	生活支援コーディネーターを配置し、生活支援・介護予防の充実に向け、ボランティア等の生活支援の担い手の養成・発掘、社会資源の開発やネットワーク化を図る。生活支援体制整備協議体を設置し、多様な主体間の情報の共有、連携及び協働による資源開発等の推進について協議する。	第1層協議体の企画・運営については市が実施し、生活支援コーディネーター業務と第2層以下の協議体の企画・運営についてはあま市社会福祉協議会に委託しており、七宝・美和・甚目寺の3地区に協議体を設置している。	〈生活支援体制整備協議体会議〉(第1層) 構成員を再考し、地域課題の抽出検討をしていく。 (第2層) 社会福祉協議会へ生活支援コーディネーターと共に委託。七宝、美和、甚目寺各地区協議体の会議を複数回、3地区合同会を開催予定。それぞれ地域資源の確認、課題を抽出検討する。	第1層 未実施 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催を中止とした。 第2層 10回実施 合同連絡会 1回実施  コーディネーターによる地域資源の把握 50回 《地域資源》 移動スーパーとくし丸、ニコニたこ配便、あま食堂ふらっと、ジョイジョイサロン、ラジオ体操、結の市-いきいきマルシェ等	B	1：継続	〈生活支援体制整備協議体会議〉(第1層) 構成員を再考し地域課題の抽出検討をしていく。 (第2層) 社会福祉協議会へ生活支援コーディネーターと共に委託。七宝、美和、甚目寺各地区協議体の会議を複数回、3地区合同会を開催予定。それぞれ地域資源の確認、課題を抽出検討する。	高齢福祉課
			学校と地域の連携推進 「重点施策1③ (計画書p47)	地域と学校をつなぐ地域学校協働活動推進員の配置や地域学校協働活動の担い手となる保護者、PTA、団体等幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子どもたちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働し、地域学校協働活動を推進していきます。	1) 地域学校協働活動推進員の力量向上。  2) 運営委員会の開催。	1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会等、各種研修会へ参加する。  2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を7月、11月、3月に開催する。			1) 地域学校協働活動推進員としての力量向上を図るために、県教育委員会主催の地域コーディネーター研修会等、各種研修会へ参加する。  2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を令和3年8月17日、11月19日及び令和4年3月18日(書面)に開催した。	1) 県教育委員会主催の令和3年7月2日から8月6日まで全4回開催の地域コーディネーター等研修会及び文部科学省・県教育委員会共催で令和3年8月26日開催の「地域とともにある学校づくり推進フォーラム」にオンライン参加し、地域学校協働活動の実践報告や今後のあり方について学習し、地域学校協働活動推進員としての力量向上につながった。  2) 地域学校協働活動の活動内容を把握するとともに、地域学校協働活動推進員間の情報共有及び情報交換を目的として、運営委員会を令和3年8月17日、11月19日及び令和4年3月18日(書面)に開催した。



No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
⑦			3) 啓発用リーフレットの作成及び配布。	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センター、各種団体とも随時連携し、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、12月に各戸配布した。また、市民活動センターへ地域ボランティアの情報提供を随時行ったが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校行事の中止により、地域学校協働本部への活動要請も中止となったため、地域ボランティアへの参加要請はなかった。	B	1: 継続	3) より多くの地域ボランティアを確保するために、啓発用リーフレットを作成し、11月に各戸配布する。また、各小中学校からの支援要請に対応するため、市民活動センターとの連携、各種団体への協力依頼をすることで、より幅広い層の地域ボランティアを確保する。	
			4) 地域学校協働本部だよりの作成及び配布。	4) 地域学校協働本部だよりの発行、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	4) 年2回地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	4) 「地域学校協働本部だより第3号」を10月15日に発行し、地域ボランティアへ郵送するとともに、各公民館に配置し、また、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を行ったが、新型コロナウイルス感染拡大防止に伴う学校行事の中止により、地域学校協働本部への活動要請も中止となったため、地域学校協働本部だよりの発行は年1回となった。			4) 年2回地域学校協働本部だよりの発行をはじめ、市公式ウェブサイトへの活動内容の掲載を随時行う。	
			5) 市民活動センター、各種団体との連携。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記した。			5) 様々なボランティアや地域活動を支援する人材確保のため、地域学校協働本部地域ボランティア登録申請書に市民活動センターへの登録について併記する。	
(2) 担い手をつくる・増やす	ボランティア等の人材育成、活動への支援 「重点施策3 (計画書p49)」	市社協と連携して、ボランティアの人材育成、活動支援を行っていきます。本市のボランティア活動の窓口は、現在、市社協、市民活動センター、教育委員会と3つあります。3者間の連携を強め、ボランティアが活動しやすい環境づくりを進めていきます。	1) 3者間の連携を強め、ボランティアが活動しやすい環境づくり。 2) 各ボランティアに関する相談、紹介。	1) 地域学校運営ボランティア登録用紙と同じ用紙で、市民活動センターへの個人ボランティア登録の意思を確認する文言を追加し、確認が取れば登録を行う。 2) ボランティアに関する相談業務を市民活動センターの窓口にて行う。	1) 引き続き、地域学校運営ボランティア登録と同じ用紙で、市民活動センターへの個人登録を促す。 2) 個人ボランティア登録を行った人へボランティア活動を紹介しマッチングを行う。	地域学校運営ボランティア登録と同じ用紙で、市民活動センターへの個人登録を促した。  個人ボランティア登録を行った人へボランティア活動を紹介しマッチングを行った。  令和3年度個人ボランティア登録者数は60名(新規登録者は16名)。ボランティアマッチング数は5件。	A	1: 継続	引き続き、地域学校運営ボランティア登録と同じ用紙で、市民活動センターへの個人登録を促す。  引き続き、個人ボランティア登録を行った人へボランティア活動を紹介しマッチングを行う。	企画政策課
			シルバーカレッジの開催	シルバーカレッジを通じ、豊富な経験や知識、技能をボランティア等の活動に活かせる学習講座を開催することにより、高齢者の交流・健康づくりの場を提供でき、地域コミュニティの連帯感を育み、地域社会の活性化の促進を図る。	・令和3年4月に受講生を募集し、6月から2月まで、入学式及び卒業式を含め、21回の講義を実施する。 ・令和3年7月にOB会員の集いを開催し、今後のOB会の運営や取組活動について決定する。 ・OB会講座を4回開催するとともに、令和元年度卒業生(第4期生)にアンケート調査を行い、ボランティア活動等の参加状況について把握し、地域学校協働活動への誘導を図る。	・シルバーカレッジについては、6月から2月まで、入学式及び卒業式を含め、21回の講義を実施し、高齢者の交流・健康づくりの場を提供することができた。 ・7月にOB会員の集いを開催し、今後のOB会の運営や取組活動について決定することができた。 ・OB会講座を4回開催するとともに、平成30年度卒業生(第3期生)にアンケート調査を行い、地域学校協働本部をはじめとしたボランティア活動へ参加を促すことができた。	B	1: 継続	・生涯現役社会の実現に向けて、高齢者の学習と交流の場であるシルバーカレッジを6月の入学式から1月の卒業式を含めて、計20回の講義を実施する。 ・シルバーカレッジOB会講座を、年4回以上開催する中で、OB生のボランティア活動状況を把握し、OB生から講師を発掘するきっかけとするため、アンケート等を実施する。	生涯学習課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
①			海部地方ボランティアコーディネーター養成講座	大規模災害時に被災した市町村において災害ボランティアセンターを設置することとしているが、支援活動が円滑かつ効果的に行われるためには、ボランティアと被災地の支援要請との調整役となる防災ボランティアコーディネーターの役割は極めて重要である。よって、海部県民センター及び海部地方の市町村が合同で「防災ボランティアコーディネーター養成講座」実施する。	令和3年度は講座を実施し、ボランティアコーディネーターの養成に努める。 ⇒令和3年度においても、新型コロナウイルス感染拡大防止により、海部地方ボランティアコーディネーター養成講座は中止となった。	新型コロナウイルス感染拡大防止により、海部地方ボランティアコーディネーター養成講座は中止となった。	E	1：継続	令和4年度は講座を実施し、ボランティアコーディネーターの養成に努める。	安全安心課
			1) 講座や研修会を実施	1) 小さい頃から福祉の心を持たせるため、小中学生がボランティアなどできるように支援していく。また、福祉団体から担い手を発掘していく。	ポスター等も作成し、中高生を対象にボランティア養成講座を実施する。	ボランティア養成講座（中高生向け）を開催し、14名受講した。学ぶ場として、ボランティア養成講座を開催し、「あまのわ」「街頭募金」のボランティア活動につなげていくことができた。	C	1：継続	引き続き、中高生を対象にボランティア養成講座を実施する。	社会福祉課
			2) 3者で話し合いを行い、冊子にしていく。	2) 冊子作成では、団体名や活動内容を記載し、市民が理解できるものを作成していく。	市内におけるボランティアマッチング機能を効果的に発揮するための、多機関連携に関する継続的な打合せの場を設ける。	多機関連携に関して、市民活動センターと打合せを実施し、登録団体の一体的な情報統合が課題としてあったが、令和3年度中に具体的な動きはなく、生涯学習課とのみ冊子にまとめる団体情報のとりまとめ(整理)について確認した。				
②	民生委員・児童委員等への支援等	民生委員・児童委員は地域の相談や必要な援助等、大きな役割を担っています。今後も継続して、市民の多様な相談内容に対応できるよう活動に対する支援等を実施していきます。	市民が利用できる行政サービスや制度の周知。また、県主催による各種研修の案内及び参加促進。	担当地区での見守り訪問時に、緊急通報サービスや安心支え合いネットワーク事業といった有効なサービスの紹介ができるよう周知を図る。また、県主催の各種研修に参加してもらうことで委員として知見向上となる機会とする。	昨年に引き続き、県主催研修関係の実施等が中止及び延期となっているが、開催となった折には参加促進に努める。また、委員の知見向上に貢献できるようサポートに努める。	緊急通報サービスや安心支え合いネットワーク事業について、各地区月例会で協力依頼及び制度の周知を実施した。県主催研修は新型コロナウイルス感染症の影響で中止となったものもあったが、主任児童委員研修には動画視聴により参加した。	C	1：継続	緊急通報サービス、安心支え合いネットワーク事業について各地区月例会等で周知及び協力依頼を行っていく。県主催研修関係の参加促進に努める。また、委員の知見向上に貢献できるようサポートに努める。	社会福祉課
③	自主防災会への支援	災害対応に必要な知識の習得等を目的とし、防災リーダー養成講座を実施していきます。	防災リーダー養成講座	・自主防災活動の指導や住民へのアドバイスなど地域の防災活動に取り組む防災リーダーを養成する講座を5月上旬から6月下旬に開講する。 ・過去に防災リーダー養成講座を修了した人に対してレベルアップ講座を12月上旬に開講する。	例年5月から6月に実施している防災リーダー養成講座について、新型コロナウイルス感染拡大防止により、12月に延期することとした。	12月に防災リーダー養成講座を実施した。	B	1：継続	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し、12月にはレベルアップ講座を実施予定。	安全安心課
④	老人クラブ等への支援	老人クラブは現在128団体（平成30年（2018年）4月現在）が活動しています。地域の特性を備えた広域的な組織強化と活動の活性化を支援していきます。	老人クラブ活動の充実	地域のニーズに応じた活動種目を取り入れ、活動内容の充実を図る。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行っていく。	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行った。	A	1：継続	単位老人クラブごとで、地域ニーズに応じた友愛活動や清掃・奉仕活動等を行っていく。	高齢福祉課

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
⑤	身近な地域における居場所の提供	身近な地域における助け合いを促すために、地域で気楽に集まれる拠点の設置、提供に向けた検討を進めていきます。 認知症カフェやサロン等、既存事業との連携や世代間交流を目標とした事業を検討していきます。	認知症カフェの開設・開催	認知症カフェを設置することで、認知症の人やその家族が悩みや想いを話し、社会や地域とつながりを持てる場を提供する。	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター等に対し学習会への参加を促しカフェの周知と理解を図る。	認知症カフェの開設 今年度10か所増減なし ●ふれあいカフェ美和 2回開催 延べ19人 ●ふれあいカフェ甚目寺 10回開催 延べ120人 ●ふれあいカフェあまちゃん中萱津 9回開催 延べ123人 ●伊福ふれあいカフェ 5回開催 延べ188人 ●ふれあいカフェあまちゃん下萱津 9回開催 延べ145人 ●ふれあいカフェあまちゃん甚目寺公民館 10回開催 延べ136人 ●ふれあいカフェなの会の会甚目寺 5回開催 延べ51人 ●ふれあいカフェなの会の会美和 全て中止 ●ふれあいカフェ新居屋 7回開催 延べ81人 ●ご近所カフェポップ 5回開催 延べ88人	B	1：継続	認知症カフェの開設を増加させる。認知症サポーター養成講座、ステップアップ講座等でカフェの周知と理解を図るとともに参加も促す。	高齢福祉課
			ふれ愛・いきいきサロン推進事業	市内42カ所設置を目指します。また、今後は高齢者のみ参加ではなく親子や障がい者へ参加してもらう。地域についても区（大字）の垣根を超えて隣接している地域も参加してもらう。	市内24区で実施されているが、まだ開催されていない18地域でサロンを開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。また、withコロナとして、マスク着用・手指消毒・部屋喚起・短時間開催などサロンの開催方法を考える。 ※サロン未実施の区：遠島、鷹居、東溝口、花正、花長、古道、木折、蜂須賀、丹波、北苅、小橋方、乙之子、甚目寺、本郷、小路、方領、栄、石作	栄地区サロンが1か所廃止。令和3年度は29か所にて開催される予定だった。4月から1回も開催されなかったサロンが3か所ある。緊急事態宣言に加え、まん延防止等重点措置により、中止するサロンが多かった。参加者側もサロンの会場へ行くことをためらうため、思うように開催できなかったサロンもある。新規開設を考えている方がみえるが、見知らぬ人との接触といった、コロナ感染のリスクを考えるとなかなか開設まで踏み出せない状態である。	D	1：継続	まだ開催されていない地域サロンを開設できるよう生活支援体制整備事業の協議体や区長、民生委員に働きかけをする。また、withコロナとして、マスク着用・手指消毒・部屋喚起・短時間開催などサロンの開催方法を考える。	社会福祉課
⑥	既存資源の活用による地域拠点づくり	人権ふれあいセンター、公民館等、既存の公共施設を活用し、地域福祉の拠点とし、様々な講座や教室等を開催していきます。	毎年、人権ふれあいセンターにおいて、交流促進事業、休日等開館事業、デイサービス事業を実施し、地域福祉の拠点となるよう運営を行っている。	各教室年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	交流促進事業 5教室 休日等開館事業 6教室 デイサービス事業 2教室 合計262名の応募があり、参加していただいた。	A	1：継続	各教室を年間を通して実施する計画をし、地域福祉の拠点となるよう、円滑に教室等の開催を実施していく。	人権推進課
			各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座として老若男女を対象とした様々な講座を開催	各公民館及び美和歴史民俗資料館において、生涯学習講座を開催する。それ以外に、七宝公民館にて小学生とその家族を対象とした親子ふれあい講座を開催する。また、乳幼児とその保護者を対象とする幼児期家庭教育講座をミルクキーねっくに委託して開催する。	令和3年4月から前期講座の受講者を募集し、各公民館及び美和歴史民俗資料館で講座を開催する。また、後期講座についても実施予定であり、計画を進めている。	・新型コロナウイルス感染症対策を取り、講座を開催した。一部中止になった講座もあったが、32講座を実施し、市民が生活の活力を得られるような場を提供できた。 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を8回実施した。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を10講座実施した。	A	1：継続	令和4年4月から前期講座の受講者を募集し、各公民館及び美和歴史民俗資料館で講座を開催する。また、後期講座についても実施予定であり、計画を進めている。 ・小学生とその保護者を対象に小学生親子ふれあい講座を実施する。 ・乳幼児とその保護者を対象に幼児期家庭教育講座を実施する。	生涯学習課
(3) 情報の共有	広報紙・市公式ウェブサイト等での情報発信	地域福祉に関する情報について、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信していきます。	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で発信	地域福祉に関する情報が出てきた際は各種手法を使用し発信する。	引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等での情報発信に努める。	広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等で情報を発信した。	A	1：継続	引き続き、広報紙や市公式ウェブサイト、SNS等での情報発信に努める。	企画政策課
			広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	広報紙や公式ウェブサイトによる啓発	市広報誌に、事故の起こりやすい場所や犯罪情報などを毎月掲載するなど、消防・防災・防犯・交通安全において啓発すべき事項を定期的に広報誌や公式ウェブサイト、SNSなどで発信していく。	消防・防災・防犯・交通安全において、最新情報や注意すべき事項を広報誌や公式ウェブサイトに掲載した。	A	1：継続	市広報誌に、事故の起こりやすい場所や犯罪情報などを毎月掲載するなど、消防・防災・防犯・交通安全において啓発すべき事項を定期的に広報誌や公式ウェブサイト、SNSなどで発信していく。	安全安心課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
周知を図る	①			広報紙や市公式ウェブサイト、市社協では社協だより、ホームページ、SNSで情報提供	広報紙や市公式ウェブサイトで発信。市社協からは、市社協だより、ホームページ、SNSで情報提供	市社協は「まるっとあま」のページ数を拡充し、新たな情報を掲載するとともに見やすく、親しみのある情報を提供する。HPやSNSでは動画配信も検討し、内容の充実を図る。	少しずつ「まるっとあま」が定着してきた。頻りに情報更新することで、市社協のホームページへのアクセス件数も増加している。一方でホームページの見やすさや扱いづらさの課題もあり、SNSとの連携など、リニューアルの必要性がある。令和3年度を通じて、LINE公式アカウントの登録者数は累計807名となった。一方でLINE公式アカウントを使用している社協が少ないこともあり、県内外の社協からの照会が多々あった。	A	1：継続	引き続き市民目線で市民の方に求められる情報誌づくりに邁進するとともに、対話のできる情報誌を目指す。平時又は災害時の情報提供など様々な場面においてホームページが担う役割は大きいと、情報発信のツールとして維持継続し、市社協の活動への理解を求める。引き続き、SNSを活用した宣伝、広告など実施し、広く市民の方に周知する。SNS登録者1,000名超を目指す。	社会福祉課
	②	福祉サービスに関する相談の充実	福祉サービスの利用者が、希望に沿ったサービスを選択できるように情報提供をすることが重要となります。市の地域包括支援センターや市社協の相談窓口と連携を図り、適切な福祉サービスの利用につなげていきます。	高齢者が住み慣れた地域で安心した生活をしていくことができるように、介護保険以外のサービスを含めて、高齢者や家族に対する総合的な支援を行う。	地域包括支援センターの業務として、高齢者やその家族に対して総合的な相談支援をする。	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。	市・社協の総合相談件数 電話 来所 訪問 その他 計	A	1：継続	高齢者を総合的に相談・支援するとともに、委託先の社協包括など関係機関と連携しながら適切な対応に取り組む。	高齢福祉課
							【市】 電話 870 来所 181 訪問 290 その他 472 計 1,813				
							【社協】 電話 6,618 来所 3,246 訪問 1,214 その他 無し 計 11,078				
			障がいのある人が福祉サービスに関すること及びその他の一般的な相談をすることができる体制を構築する。	専門的知識を持つ相談支援専門員を配置した一般相談窓口を設置する。	引き続き、市社協に一般相談業務を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。	市社協に一般相談業務を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行った（相談件数4,107件）。	A	1：継続	引き続き、市社協に一般相談業務を委託し、障がいの特性に応じたきめ細かな相談と情報提供を行う。	社会福祉課	
			1) 子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置	1) 子育てに関する悩み、相談に対し、利用者支援事業として子育てコンシェルジュを配置し、悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。	・子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。	・子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげた。	A	1：継続	・子育てコンシェルジュを継続して配置し、子育ての悩み、相談に応じた適切な相談窓口へつなげる。	子育て支援課	
		2) 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置	2) 身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう地域子育て支援拠点を設置し、利用者が相談しやすい環境を整える。	・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。	・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整えた（相談件数584件）。	・身近な場所で子育ての悩み、相談が行えるよう利用者が相談しやすい環境を整える。					

「第2次あま市地域福祉計画」 令和3年度事業実績・令和4年度実施計画

(評価基準)  
 A:かなり取り組めた(100%以上実施)  
 B:取り組めた(70%以上100%未満実施)  
 C:ある程度取り組めた(40%以上70%未満実施)  
 D:あまりできなかった(40%未満実施)  
 E:事業未実施

★基本方針 3. 福祉コミュニティの充実

重点施策

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
(1) 生活環境の充実を図る	①	公共交通の充実	移動に困っている方々の日常生活を支えることを目的として市巡回バスの試行運行を行いながら、市民や学識経験者、一般旅客運送事業者等で構成される地域公共交通会議において、公共交通政策の方向性を検討しています。市巡回バス利用のPRや利用者との座談会等を行い、市民にとってより良い公共交通体系を目指していきます。	1) あま市巡回バス試行運行 2) 広報での啓発	1) あま市内の公共交通を確保するため「移動に困っている高齢者等の日常生活を支えることを目的」として、あま市巡回バスを定時定路線で試行運行している。 ・あま市巡回バスは、火曜日、金曜日、日曜日を運行日とし、北部、南部、東部巡回ルートの3路線により市内をくまなく運行している。 2) 毎月広報に利用者数を報告するとともに、あま市巡回バスに関する事項を掲載し、広く市民へ周知している。	1) あま市巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努める。 2) 広報での啓発を継続し毎月の利用状況について記載をする。令和3年度では本格運行の啓発、アンケートの啓発や企業広告募集開始の啓発について行う。	あま市巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努めた。 毎月の広報に利用状況及びあま市巡回バスの利用促進等の啓発を行った。 2) 毎月広報に利用者数を報告するとともに、本格運行に移行した旨の周知、運行曜日に関するアンケートの啓発や企業広告の募集などを掲載し、広く市民へ周知した。	A	1: 継続	1) あま市巡回バスの運行を継続し、交通手段を整備するために必要な利用状況等の把握に努める。 2) 広報での啓発を継続し毎月の利用状況について記載をする。運行ルートなどが変わるため、広く市民に周知する。	企画政策課
	②	福祉有償運送等による移動手段の確保	公共交通機関を利用することが困難な要介護高齢者や障がいのある人の移動手段として、福祉有償運送等の活用を推進します。市社協では、移動援助サービス「あまのかけあしS」を実施しており、今後も移動支援ニーズの増加を踏まえて、事業を支援していきます。	無償による移動援助サービス「あまのかけあしS」を実施	75歳以上のひとり暮らし、また高齢者世帯で家族による移動が困難な方を対象に、必要最小限の生活(買物・医療機関等)を支援していく。	移動援助サービス養成講座を行い、運転ボランティアを増やし、稼働率を上げる。	利用登録者15名 運転ボランティア11名 【利用実績】 延べ98件、70名利用。 新規登録者7名	B	1: 継続	移動援助サービス養成講座を行い、運転ボランティアを増やし、稼働率を上げる。	社会福祉課
	③	既存施設のバリアフリー化の推進	バリアフリー化を推進し、人にやさしい建築物や道路・公園・トイレ・駐車スペース等の整備、改善に取り組めます。	あま市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例	既存施設についての施策は特ありません。新規に設置する公園については、前述の条例に基づき、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備します。	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	新規に設置した公園について、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備しました。※整備：2か所(宮町北公園・宮町南公園)	B	1: 継続	引き続き、新規に設置する公園については、バリアフリー化された人にやさしい公園を整備予定。	都市計画課 土木課
	④	安全な道路交通環境の整備推進	高齢者や障がいのある人、子ども等、すべての人に配慮したユニバーサルデザインによる公共的な建物・道路等の整備を促進します。また、安全で安心した生活が送れるように危険箇所の把握と整備を行い、交通弱者の視点に立った道路交通環境の整備を図っていきます。	あま市独自の施策はありません。公共建築物の建設時には、愛知県定める人による公共的な建物・道路等に基づいて整備するよう情報を提供します。	公共建築物の建設時に愛知県が定める、「人にやさしい街づくり条例」に基づいた情報提供を行う。	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行った。	B	1: 継続	引き続き、公共建築物建設時の県条例に基づく情報提供を行う。	都市計画課 土木課

	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課					
(2) 地域の包括的な支援の充実を図る	①	地域における子育て支援の充実	児童館、子育て支援センター及びつどいの広場を設置し、子育て中の親子が地域で気軽に集い交流できる場を確保するとともに専門スタッフを配置し子育ての相談が気軽にできる体制の充実を図ります。子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行っていきます。	1) 児童館は、乳幼児及び児童を対象に健全な遊びを通じて、運動・工作を実施し、児童（乳幼児は親子参加型）の学びの場や発見の場を作っている。	1) 季節ごとの行事を通じて、運動・工作を実施し、児童（乳幼児は親子参加型）の学びの場や発見の場を作っている。	・児童館便りの掲示・配布や、ウェブサイトにて行事の告知や周知を行う。 ・「コアラ教室（月1回2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」を実施する。 ・季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びを感染対策や新しい生活様式を実施しながら十分に満喫できる時間を提供する。	・児童館便りの掲示・配布や、ウェブサイトにて行事の告知や周知を行った。 ・「コアラ教室（月1回2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」を実施した。 ・季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びを感染対策や新しい生活様式を実施しながら十分に満喫できる時間を提供した。	B	1：継続	・児童館便りの掲示・配布や、ウェブサイトにて行事の告知や周知を行う。 ・「コアラ教室（月1回2歳児親子対象行事）」や「ちびっこあつまれ（月3回0歳から就学前乳幼児親子対象行事）」を実施する。	子育て支援課					
				2) 子育て支援センター及びつどいの広場は、子育て中の親子を対象に、子育て全般に関する専門的な支援を行う場を提供している。また、子育て支援員を配置し、子育ての悩み等が気軽に相談する事が出来る。	2) 自由来所では子育て支援員が親子に寄り添い、保護者が気軽に交流し、相談できる環境を作っている。また毎月、子育て広場や1歳未満の親子対象の行事、その他音楽あそびなど講師を招いた様々な行事を開催することで、親子の学びの場と交流の場を提供している。	・季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びは、新型コロナウイルス感染拡大防止の為5月、8月、9月は閉所となったが、（甚目寺子育て支援センターは2月も閉所）令和2年度より閉所日数が少なく、行中止の回数が減少した。（ほんわか広場2回中止、にこにこ広場2回中止、わくわく広場4回中止（内1回は午後のみ中止）、ふれあい広場3回中止、赤ちゃんとおそぼう3施設で6回中止）令和3年12月より4部制より2部制へ変更。予約制すれば、午前午後の自由な時間に来所する事ができ、行事を楽しんでいただけた。	・季節ごとのイベントに関連した行事や、集団での遊び、個別での遊びは、新型コロナウイルス感染拡大防止の為5月、8月、9月は閉所となったが、（甚目寺子育て支援センターは2月も閉所）令和2年度より閉所日数が少なく、行中止の回数が減少した。（ほんわか広場2回中止、にこにこ広場2回中止、わくわく広場4回中止（内1回は午後のみ中止）、ふれあい広場3回中止、赤ちゃんとおそぼう3施設で6回中止）令和3年12月より4部制より2部制へ変更。予約制すれば、午前午後の自由な時間に来所する事ができ、行事を楽しんでいただけた。			・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。	・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	
				3) 子育てコンシェルジュを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供、相談、助言等を行う。	3) 子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。			・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。	・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行った。	・子育てコンシェルジュを配置し、情報提供、相談、助言等を行う。				
②		認知症高齢者の地域での見守りの充実	地域における認知症高齢者の見守りを促進するために認知症の広報啓発、ボランティアによる見守り活動の支援を行います。また、認知症高齢者の徘徊に対応するため、見守りステッカーの配布や、行方不明となった場合にメール配信で情報提供の依頼を行うこと等、市民への周知を進めていきます。	1) 認知症サポーター養成講座、認知症予防講座、認知症講演会を実施し、ふれあいカフェの拡充を図ること、認知症の広報啓発、ボランティアによる見守り活動の支援を行っている。	1) 認知症サポーター養成講座、認知症予防講座、認知症講演会を実施し、ふれあいカフェの拡充を図ること、認知症の広報啓発、ボランティアによる見守り活動の支援を行っている。	中学校や一般住民、事業所に向け講座を開催する。	認知症サポーター養成講座 15回(1,037人) 《対象者》 一般市民、中学校、あま市職員、介護サービス事業者 認知症予防講座 7回(187人) 《対象者》 宝寿会、宝寿会女性部、遠島老人クラブ、上菅津いきいきサロン、下菅津いきいきサロン、いきいきサロン、安松、いきいきサロン沖之島 認知症講演会・勉強会 4回 《対象者》 「認知症の方の地域見守り協力者」の登録者 認知症カフェ 10か所で開催	A	1：継続	中学校や一般住民、事業所に向け講座を開催する。	高齢福祉課					
				2) 認知症高齢者徘徊対応	2) ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施	ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施	ステッカーの配布10件・行方不明時にメール配信の実施4件			ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施	ステッカーの配布・行方不明時にメール配信の実施					

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
③	障がい者の地域生活支援の促進	障がいのある人が住み慣れた地域でいきいきと生活するため、グループホームをはじめとする障害福祉サービス事業所の整備を支援し、施設や病院等での暮らしから地域生活への移行を促進します。市内のグループホームは、平成28年(2016年)4月では6カ所でしたが、平成30年(2018年)12月の時点では9カ所となっており、今後も支援の拡充を図ることで、障がいの有無や種類、程度に関わらず、誰もが一緒に参加できる環境づくりを進めていきます。	地域生活支援拠点の整備	地域で生活する障がいのある人が適切な介護を受けられない時に居室を提供する緊急時居室確保事業と、ひとり暮らしの体験を希望する障がいのある人に体験的な宿泊を提供する体験的宿泊支援事業を実施する。	更に多くの事業所の参加を募るため、引き続き周知を行っていく。	事業所に事業登録を促し、障がいのある人が地域で生活するための適切な支援を受けられる体制づくりに努めた。  事業所登録数 9カ所	C	1: 継続	引き続き多くの事業所の登録を促すため、周知を行っていく。	社会福祉課
④	こころの健康づくりに対する相談支援の充実	保健センターの窓口や電話による随時の健康相談、精神科医や臨床心理士による相談等、こころの悩みや病気に関する相談支援の充実を図ります。	精神科医、臨床心理士による、予約制のこころの悩みに関する個別相談会を実施します。また随時、保健師による電話、面接相談を実施します。	・精神科医による「精神保健相談会」 ・臨床心理士による「こころの相談室」 ・保健師による電話相談、面接 随時	・精神保健相談会3回/年実施予定 ・こころの相談室12回/年実施予定 ・保健師・公認心理士による面接、電話相談	・精神保健相談会1回(10月)1件のケース相談実施 ・こころの相談室 2件 ・保健師による面接13件、電話相談 107件	C	1: 継続	・精神保健相談会3回/年実施予定 ・保健師・公認心理士(こころの相談室)による随時面接、電話相談	健康推進課
		ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談支援の充実を図ります。	あま市子ども・若者相談窓口の開設	・名称 あま市子ども・若者相談窓口 ・開設日時 毎週火曜日及び金曜日(祝 休日・年末年始を除く)の午前9時から正午まで及び 午後1時から4時まで ・予約受付 毎週火曜日から日曜日の午前9時から午後5時まで ・開設場所 甚目寺公民館1階相談室 ・対象者 あま市及び大治町に居住するひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する概ね15歳から39歳までの子ども・若者及びその家族	ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談窓口として、あま市子ども・若者相談窓口を開設し、事前の電話予約による相談業務を実施する。	・相談窓口を99日開設し、相談者数は23名、延べ相談件数は63件であった。 ・市内中学校等へチラシを配布し周知活動を行った。	B	1: 継続	ひきこもりや不登校等、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談窓口として、あま市子ども・若者相談窓口を開設し、事前の電話予約による相談業務を実施する。	生涯学習課
⑤	ゲートキーパーの周知と養成講座の受講促進	自殺のサインに気づき、傾聴等をする「ゲートキーパー」を広く一般市民に周知し、養成講座の受講を促進していきます。民生委員・児童委員やボランティア等、地域の自殺対策に取り組む人・団体等に対して、養成講座や研修機会の拡大を図ります。	民生委員・児童委員、一般市民を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。	愛知いのちの電話協会事務局長の兼田智彦氏を講師に、平成29年度甚目寺地区、平成30年度美和地区で開催し、令和元年度七宝地区で実施予定。ゲートキーパーの役割を担う地域支援者を増加させ、自殺のサインに気づき、適切な対応の取れる人材を育成します。	・令和3年4月に市役所新人職員研修にて養成講座の実施。 ・令和4年2月、甚目寺地区で民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定。	・令和3年4月に市役所新人職員研修にて養成講座21名に実施。 ・令和4年2月、甚目寺地区で民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定するも、新型コロナウイルスまん延防止のため中止となる。	D	1: 継続	・令和4年4月に市役所新人職員研修にて養成講座を実施する。 ・令和5年2月、美和地区民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定する。また、昨年度実施できなかった甚目寺地区の民生委員・児童委員に9月に実施予定。	健康推進課
		民生委員児童委員協議会の定例会開催時に併せて講座を企画する。	民生委員・児童委員の1期3年任期において、3地区民児協輪番で受講している。	11月ごろを目安に、甚目寺地区で民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定。	・令和4年2月、甚目寺地区で民生委員・児童委員及び、一般市民募集によるゲートキーパー養成講座を実施予定するも、新型コロナウイルスまん延防止のため中止となる。	E	1: 継続	・令和5年2月、美和地区民生委員・児童委員によるゲートキーパー養成講座を実施予定する。 ・昨年度実施できなかった甚目寺地区の民生委員・児童委員に9月に実施予定。	健康推進課 社会福祉課	

No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
⑥	関係機関等の連携・ネットワークの強化	自殺対策は行政だけで取り組めるものではないため、地域全体で自殺対策が推進されるよう、関係機関や民間団体の代表者を集め意見交換等を行う「あま市自殺対策ネットワーク会議」を設置し、連携強化を図ります。	あま市自殺対策ネットワーク会議を開催する。	関係機関、民間団体、行政棟で構成された「あま市自殺対策ネットワーク会議」を開催し、各機関の状況確認を行い、地域全体で自殺対策に取り組む機運を高め、体制整備につなげる。	3月頃に「あま市自殺対策ネットワーク会議」を新型コロナウイルス感染拡大に注意しながら開催予定。	3月に「あま市自殺対策ネットワーク会議」を新型コロナウイルス感染まん延防止のため書面会議にて実施。	B	1：継続	8月に「あま市自殺対策ネットワーク会議」を新型コロナウイルス感染まん延防止のため書面会議にて実施予定。	健康推進課
⑦	生活困窮者への相談・自立支援 「重点施策4① (計画書p49)	生活に困っている人への早期支援と自立促進を図るために、自立支援に関する相談、就労の支援、自立支援計画の決定、制度間の連絡調整を行っていきます。相談に出向くことができない人について、積極的なアウトリーチにより、状況の把握、相談、早期の自立支援につなげていきます。	あま市生活困窮者自立支援事業として、自立相談支援事業及び住居確保給付金を実施	生活困窮者自立支援窓口を社会福祉課(甚目寺庁舎)に設置し、暮らしに不安を抱え、生活に困窮するなどしている市民を対象に、来所相談のみならず、積極的にアウトリーチを心がけ、相談支援を行っている。生活困窮者は複合的な課題を抱えている場合が多いことから、庁内関係課に留まらず、公共職業安定所をはじめとする職業安定機関や福祉関係団体と連携している。	就労準備支援事業及び家計改善支援事業を公募型プロポーザル方式により委託業者を決定し、7月から二つの事業を一体的に実施することで、生活困窮者支援の充実化を図る。また、令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活に困窮する人への相談支援を実施し、自立の促進を図る。	公募型プロポーザルを令和3年5月に実施し、就労準備支援事業及び家計改善支援事業の受託者を選定した。その後、令和3年7月から両事業を開始し、生活困窮者支援を充実することができた。引き続き、コロナ禍における生活困窮者支援を継続し、令和3年度の新規相談件数は626件で、過去最多となり、生活困窮者の自立の促進に寄与した。	A	1：継続	引き続き、コロナ禍における生活困窮者支援を継続し、個々の状況に応じた相談支援を実施する。	社会福祉課
⑧	子どもの貧困対策の充実	ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定として、子どもの生活・学習支援を実施していきます。	児童扶養手当受給者所得制限内の中学生を対象に生活学習支援を実施している。	学習支援や生活習慣等の支援を受けることによって学力と社会適応力を向上させ、ひとり親家庭の子どもの将来的な生活安定を図る。	生活学習支援を週に1度、2か所の実施場所で行っていく。※美和地区については、令和4年度実施予定	七宝地区及び甚目寺地区において週に1度、ひとり親世帯の中学生を対象に大学生等のボランティアによる生活学習支援を行った。	A	1：継続	七宝地区、甚目寺地区に新たに美和地区を加え3か所週に1度、生活学習支援を実施する。※七宝地区、美和地区：毎週木曜日 ※甚目寺地区：毎週月曜日	子育て支援課
⑨	権利擁護の推進 「重点施策4② (計画書p49)	高齢者や障がいのある人、子ども等に対する虐待予防・早期対応を行うために虐待等防止ネットワーク協議会を推進していきます。高齢化や認知症高齢者の増加等を背景として、判断能力が不十分な高齢者等に対する支援が今後も大きな課題と考えられます。現在、成年後見制度利用支援事業により対応していますが、将来の支援ニーズの増加を見据え、権利擁護支援センターの設置を進めていきます。権利擁護支援センターは、基本理念として利用者の個人としての尊厳と生活保障、自己決定権の尊重、財産管理のみならず身上保護を重視すること等を掲げていきます。	あま市虐待等防止ネットワークによる高齢者虐待防止 あま市権利擁護支援センターの立ち上げに向け、あま市権利擁護支援センター設立準備委員会を開催	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催するとともに、緊急対応が必要な事例や複雑な事例などの場合には、それぞれの機関が事例ごとに対処する。 あま市権利擁護支援センター設立準備委員会は司法関係者、医療機関関係者、福祉関係者、学識経験者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者で構成する。委員会の内容は、①事業の運営体制に関すること、②法人後見を受任する対象者に関すること、③事業の運営経費に関すること、④センター設立に関して必要な事項に関することを検討している。	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。 開所記念講演会を開催してセンターを周知する。専門的な知識を持って相談支援できるよう、5月、6月に現場実習へ行き、10月から12月にかけて国研修を受講する。7月からセンターを開所するに当たり、あま市成年後見制度利用促進協議会を6月、3月に開催し、相談支援体制の整備等について協議する。8月から専門職で構成する権利擁護ケース検討会議を開催し、支援方針を検討する。	令和4年2月にあま市虐待等防止ネットワーク協議会を書面会議にて開催し、各種関係機関と事例についての検討を行った。 令和3年4月に権利擁護センターを設置し、7月から一般向けに開所した。コロナ禍により、開所記念講演会ではなく、同センター主催講演会として11月3日に美和文化会館で開催した。成年後見制度利用促進協議会は6月と3月に開催し、今後の事業方針を協議した。また、相談支援ケースについては、8月以降偶数月に権利擁護ケース検討会議を開催し、支援方針を検討した。相談支援の延べ相談件数は226件だった。	A	1：継続	あま市虐待等防止ネットワーク協議会を開催し、高齢者虐待についても介護施設等と連携を行い対応していく。 引き続き、成年後見制度の利用の促進に向け、相談支援を継続する。また、成年後見制度を必要としている市民を幅広く支援できる体制がつけられるよう、法人後見を実施できるよう調査研究を行う。	高齢福祉課 社会福祉課
⑩	地域防犯対策の推進	高齢者等に対する振り込め詐欺等の特殊詐欺を防ぐために、自治会や民生委員・児童委員、警察との連携等を強化し、「犯罪のないまち」を目指していきます。	振り込め詐欺対策の普及啓発活動	高齢者が集うサロンなどに、警察署員や安全安心課職員が出向いて、講話を実施する。また、安全安心大会において、愛知県警察所属の防犯活動専門チームによる振り込め詐欺防犯の寸劇を実施する。	高齢者が集うサロンなどに出向き、最新の特殊詐欺の手口や情報を提供し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。また、メールや公式ウェブサイトなどでも発信する。	高齢者が集うサロンなどに出向き、最新の特殊詐欺の手口や情報を提供し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。また、メールや公式ウェブサイトなどでも発信した。	A	1：継続	高齢者が集うサロンなどに、警察署員や安全安心課職員が出向き、最新の特殊詐欺の手口や情報を提供し、被害に遭わないよう防犯力の強化を図る。また、メールや公式ウェブサイトなどでも発信する。	安全安心課



	No.	主な事業	内容	具体的な施策	具体的な施策の概要	令和3年度の実施計画	令和3年度末の取組状況	進捗評価	継・廃・新	令和4年度の実施計画	主な担当課
	⑪	福祉総合相談窓口の設置	本市においても、年々複合的な困難事例が多くなっているため、福祉、保健、医療にとどまらず教育、就労、住居、防災、人権、税務等庁内部局の横断的な体制づくりを進めていきます。	現在の生活困窮者自立支援相談窓口の充実・拡大 関係部局の連携による相談体制づくり	総合相談窓口の要として、現在の生活困窮者自立支援相談窓口の充実・拡大させる。 福祉に関する総合窓口として関係部局が連携し、複合的な相談に対応できる体制をつくる。	重層的支援体制整備に向けて、ワーキングチーム編成の検討等関係部局と連携を図りながら進める。	地域共生社会の実現に向け、重層的支援体制整備を事業化できるように、国や愛知県等が開催する研修を積極的に受講し、学習した。 ワーキングチームの編成に当たり、まずは福祉部職員に研修の受講を呼びかけ、学習会を行った。	C	1：継続	重層的支援体制整備事業の実施に向け、市の組織改編を踏まえ、福祉部のみならず、ワーキングチームの編成できるように、基本的な方針を検討する。	社会福祉課 関係各課
③ 防災への取組を推進する	①	自主防災会の育成・支援 「重点施策5① (計画書p50)」	自主防災会が訓練を実施した際、また資機材等を整備した際には補助金を支給し、継続して自主防災活動を支援していきます。また、災害時の自主防災会の役割のひとつとして避難所運営があります。支援の必要な方への意見を避難所運営に反映するためにも、高齢者や障がいのある人及び家族等に自主防災会への参加を促進していきます。	自主防災会に対する事業費補助	・防災訓練補助金 参加人数×150円+直接経費(上限5万円まで) ・防災倉庫補助金 9/10補助(上限20万円まで) ・防災資機材補助金 1/2補助(上限10万円まで)	令和3年度においても、引き続き補助金による支援を実施し、地域防災力の向上に努める。	自主防災会が主催する防災訓練が15回実施され、のべ1,806人が参加した。また、14の自主防災会において防災資機材を、4の自主防災会において防災倉庫を整備した。自主防災会が実施する訓練や資機材の整備に対して補助金を交付し、地域防災力の要である自主防災会を支援することにより、地域防災力の強化の促進を図った。	A	1：継続	令和4年度においても、引き続き補助金による支援を実施し、地域防災力の向上に努める。	安全安心課
	②	防災に対する意識啓発	地域サロン等へ出向き、防災に関する知識や対策等の出前講座を行い、住民一人ひとりの防災意識を高めます。また、防災リーダー養成講座や防災ボランティアの養成講座及びフォローアップ講座を開催し、防災ボランティアの育成に努めます。	防災リーダー養成講座	・自主防災活動の指導や住民へのアドバイスなど地域の防災活動に取り組む防災リーダーを養成する講座を5月上旬から6月下旬に開講する。 ・過去に防災リーダー養成講座を修了した人に対してレベルアップ講座を12月上旬に開講する。	例年5月から6月に実施している防災リーダー養成講座について、新型コロナウイルス感染拡大防止により、12月に延期し実施予定。	12月に防災リーダー養成講座を実施した。	B	1：継続	5月から6月に防災リーダー養成講座を実施し、12月にはレベルアップ講座を実施予定。	安全安心課
	③	避難行動要支援者制度の充実 「重点施策5② (計画書p50)」	平成23年(2011年)東日本大震災の教訓から、避難行動要支援者名簿を活用した実効性を伴う避難支援が課題となっています。本市においても「あま市避難行動要支援者避難支援計画」に拠り避難行動要支援者名簿を作成しており、今後は地域の協力を得ながら避難行動要支援者個別支援計画の作成・整備を進めていきます。	避難行動要支援者名簿の制度について、自主防災会長に対して講話する 避難行動要支援者支援システム導入事業	自主防災会の情報交換会において、避難行動要支援者名簿の制度を、社会福祉課より説明してもらった。 住基情報や福祉情報と連携して避難行動要支援者の把握を行い、避難支援等関係者(自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会等)に避難行動要支援者同意者名簿を提供することにより、平常時より発災時の避難支援方法・避難訓練の実施に活用し、地域防災力の向上を図る。 また、避難支援等関係者に働きかけ、避難行動要支援者ごとの状況に応じた個別支援計画を作成し、災害時の支援体制を構築する。	例年5月に実施している自主防災会情報交換会について、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止。 導入したシステムを活用し、発災時の避難支援方法の教示や避難訓練を実施することで、地域防災力の向上を図る。 また、避難支援等関係者と行政、要支援者(家族)を交え一体となって個別支援計画を作成し、災害時の支援体制を構築する。	新型コロナウイルス感染拡大防止により、中止となった。よって、自主防災会への支援について、自主防災会長に対して文書にて通知した。 避難行動要支援者支援システムに名簿登録を同意された支援対象者を登録し、避難行動要支援者同意者名簿(以下「同意者名簿」とする)を更新し、避難支援等関係者(自主防災組織・民生委員・社会福祉協議会等)に同意者名簿を提供することにより、個別支援計画を作成し、避難支援方法・避難訓練の実施に活用することができた自主防災組織もある。	D	1：継続	5月に実施している自主防災会情報交換会について、防災リーダー養成講座1日目と同日に実施し、避難行動要支援者名簿の制度を、社会福祉課より説明してもらった。 避難行動要支援者の新規対象者へ同意書を送付し同意が得られるよう求める。 また避難支援等関係者、行政と要支援者(家族)が一体となり、個別支援計画の作成を進め、災害時の支援体制を構築する。	安全安心課 社会福祉課